

(2) 各府省等全体の契約の概況

調査の結果	説明図表番号
<p>各府省並びに人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所（以下、本細目において「各府省等」という。）において、平成21年度から23年度までに締結されている契約の概況は、以下のとおりである。</p> <p>ア 契約方式の概要</p> <p>各府省等が締結している契約に係る方式としては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項の規定等に基づき、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3つの方式があり、機会の均等及び公正性の保持の原則に従いつつ、最も有利な条件の相手方を選定するため、一般競争契約が原則とされている。</p> <p>ただし、i) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては指名競争（同条第3項）、ii) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては随意契約（同条第4項）、iii) 予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、同条第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約（同条第5項）によることができるとされている。</p> <p>また、このような法令上の契約方式とは別に、随意契約について、競争性を高めるための方策として、企画競争や公募が行われている。</p>	<p>表1-(2)-ア-①～③</p>
<p>イ 各府省等の契約の概況</p> <p>18年8月財務大臣通知に基づく契約に関する統計（以下「契約統計」という。）（注）によれば、平成23年度の各府省等における契約の総件数及び総金額は約15.5万件、約6.9兆円となっており、21年度（約17.4万件、約8.1兆円）と比較して約2.0万件、約1.1兆円減少している。</p> <p>（注）契約統計において、少額随意契約等は対象とされていない。</p> <p>また、平成23年度における契約について、その属性等別にみると、次のようになっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-①</p>
<p>〔各府省等別の状況〕</p> <p>防衛省が約5.0万件、約2.7兆円（総金額の38.4%）と最も多く、次いで、国土交通省が約4.8万件、約2.4兆円（同35.0%）、農林水産省が約1.4万件、約5,300億円（同7.6%）で、これら3府省で総契約金額の81.0%を占めている。</p>	<p>表1-(2)-イ-②</p>
<p>〔契約方式別の状況〕</p> <p>競争契約が約9.2万件（約3.7兆円）、随意契約が約6.2万件（約3.2兆円）となっており、随意契約のうち、競争性のある随意契約は約3.8万件（約1.9兆円）、競争性のない随意契約は約2.5万件（約1.4兆円）となっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-③</p>
<p>〔契約種類別の状況〕</p> <p>物品・役務等が約11.7万件（約4.3兆円）、公共工事等が約3.8万件（約2.6兆円）となっている。</p>	<p>表1-(2)-イ-④</p>

<p>また、内閣官房が、契約統計等に基づき作成・公表している応札者、応募者等（以下、これらを総称して「応札者等」という。）数別の契約件数（不落・不調随意契約、競争性のない随意契約を除く。）をみると、応札者等が1者のものが約4.1万件（総契約件数の33.2%）、2者以上のものが約8.3万件（同 66.8%）となっている。</p>	表1-(2)-イ-⑤
--	------------

表 1 - (2) - ア - ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）＜抜粋＞

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② （略）

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ア - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

（予定価格の決定方法）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

② 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（指名競争に付することができる場合）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

② 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約によることができる場合）

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九～二十五 （略）

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

表 1 - (2) - ア - ③ 国における契約方式等

契約方式	落札方法等		根拠法令
<p>一般競争契約</p> <p>国の原則的な契約方式。国が公告をして、不特定多数の者で競争入札を行う。</p>	最低価格落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争契約の原則的な選定方式 国が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 1 項</p> <p>予決令第 70 条～第 93 条</p>
	総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 価格及びその他の条件（技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件）が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 6 第 2 項</p>
<p>指名競争契約</p> <p>契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合等</p>	最低価格落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 指名競争契約の原則的な選定方式 国が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 3 項</p> <p>予決令第 94 条～第 98 条</p>
	総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> 価格及びその他の条件（技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件）が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式 	<p>会計法第 29 条の 6 第 2 項</p>
<p>随意契約</p> <p>契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合等</p>	公募	<ul style="list-style-type: none"> 行政目的の達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項</p>
	企画競争	<ul style="list-style-type: none"> 複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式 	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項</p>
	不落・不調	<ul style="list-style-type: none"> 競争に付しても入札者がいない場合、又は再度の入札をしても落札者がいない場合等に随意契約とすることができる方式 	<p>予決令第 99 条の 2</p> <p>予決令第 99 条の 3</p>

(注) 1 会計法令等に基づき、当省が作成した。

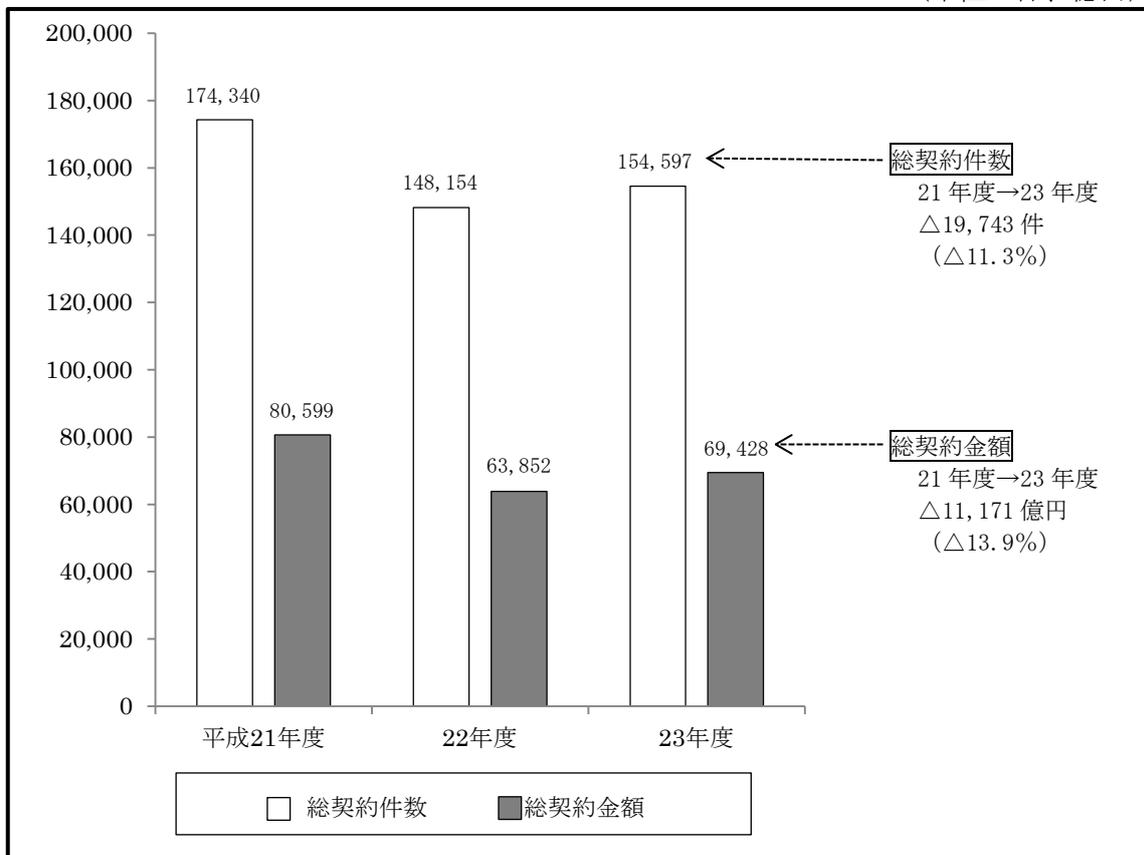
2 公募、企画競争、不落・不調随意契約は、契約統計において、随意契約における競争性のある契約方式とされている。

3 随意契約には、上記のほか「緊急随意契約」、「秘密随意契約」、「少額随意契約」等がある。

4 「公共サービス改革プログラム」（平成 23 年 4 月行政刷新会議公共サービス改革分科会）において、平成 23 年度から競り下げの試行を実施するとされた（競り下げの試行は平成 24 年度で終了している。）。

表 1 - (2) - イ - ① 各府省等が締結した契約の総件数及び総金額の推移

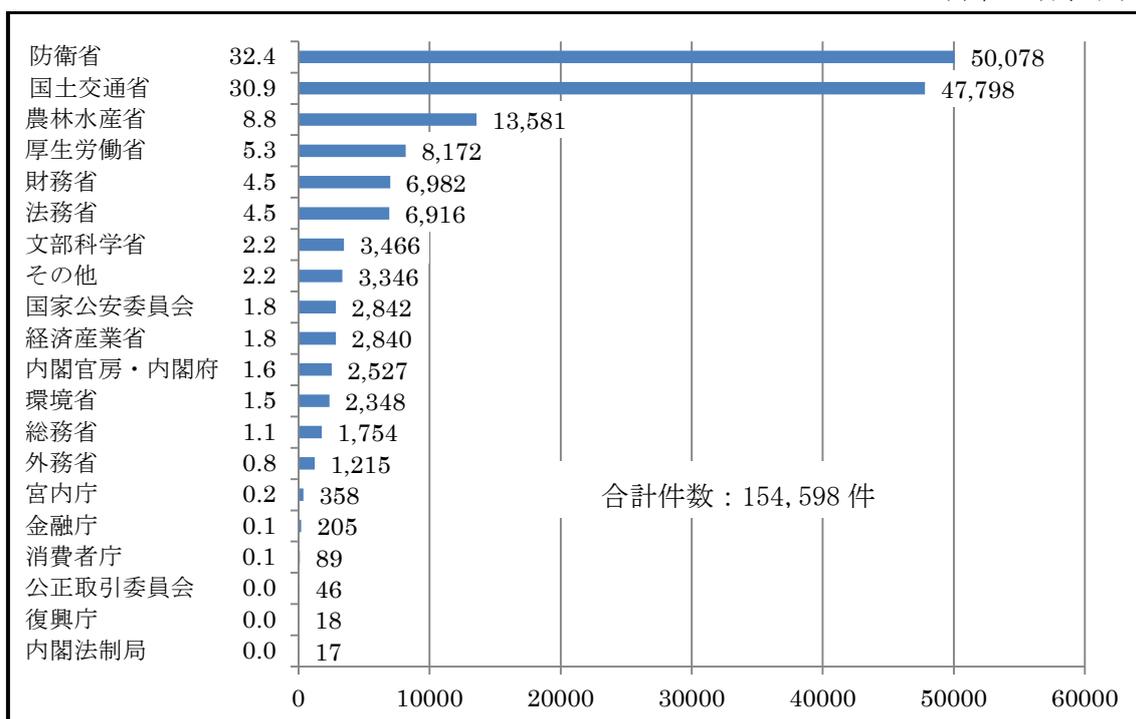
(単位：件、億円)



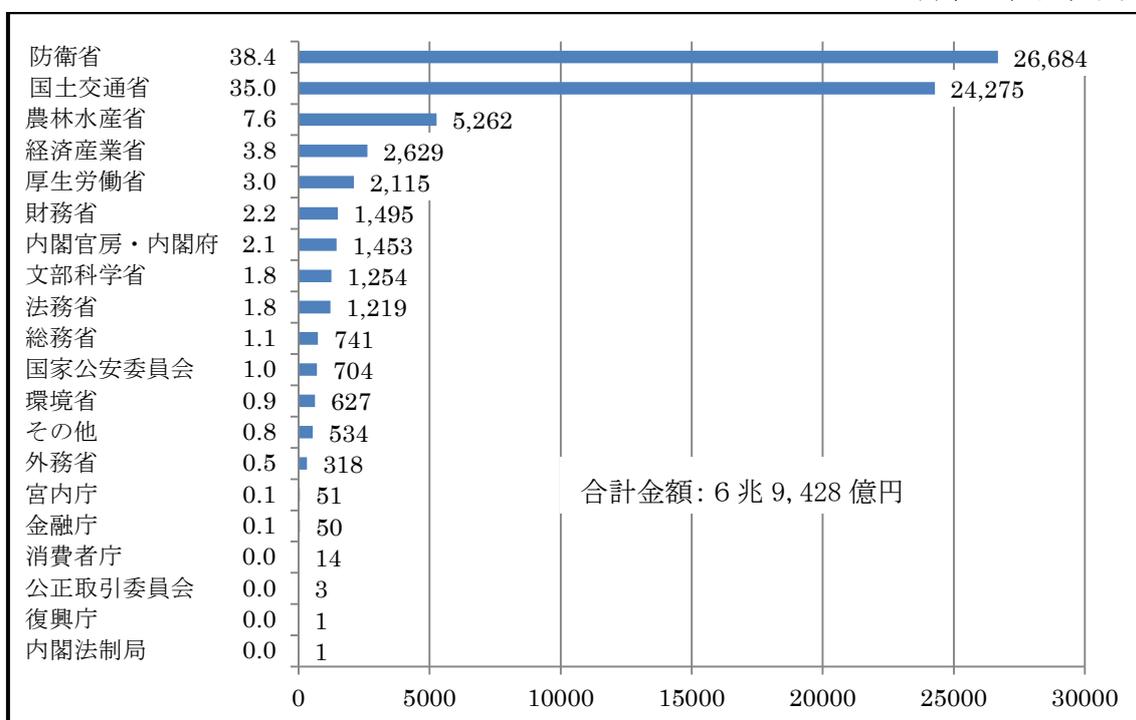
(注) 契約統計に基づき、当省が作成した。

表1-(2)-イ-② 各府省等における平成23年度の契約件数及び金額

(単位：件、%)



(単位：億円、%)



(注) 1 「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)に基づき、当省が作成した。

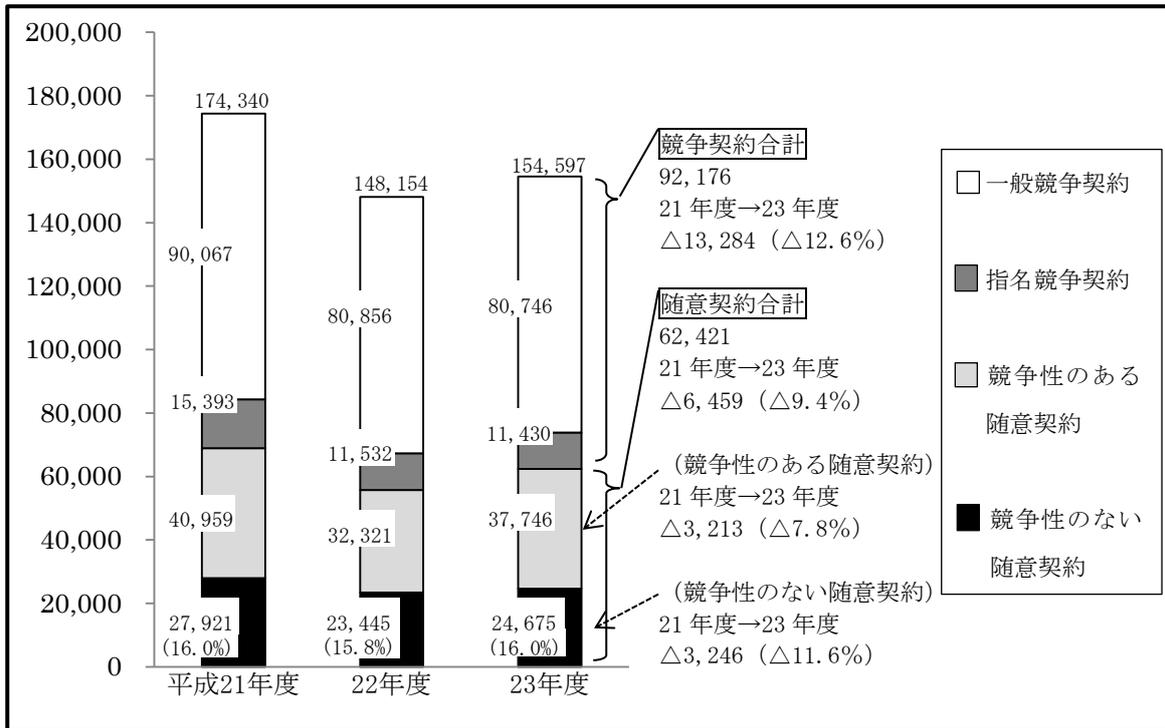
なお、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」における平成23年度の契約の合計件数と、契約統計における23年度の契約件数とは異なっている。

2 「その他」は、人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所を表す。

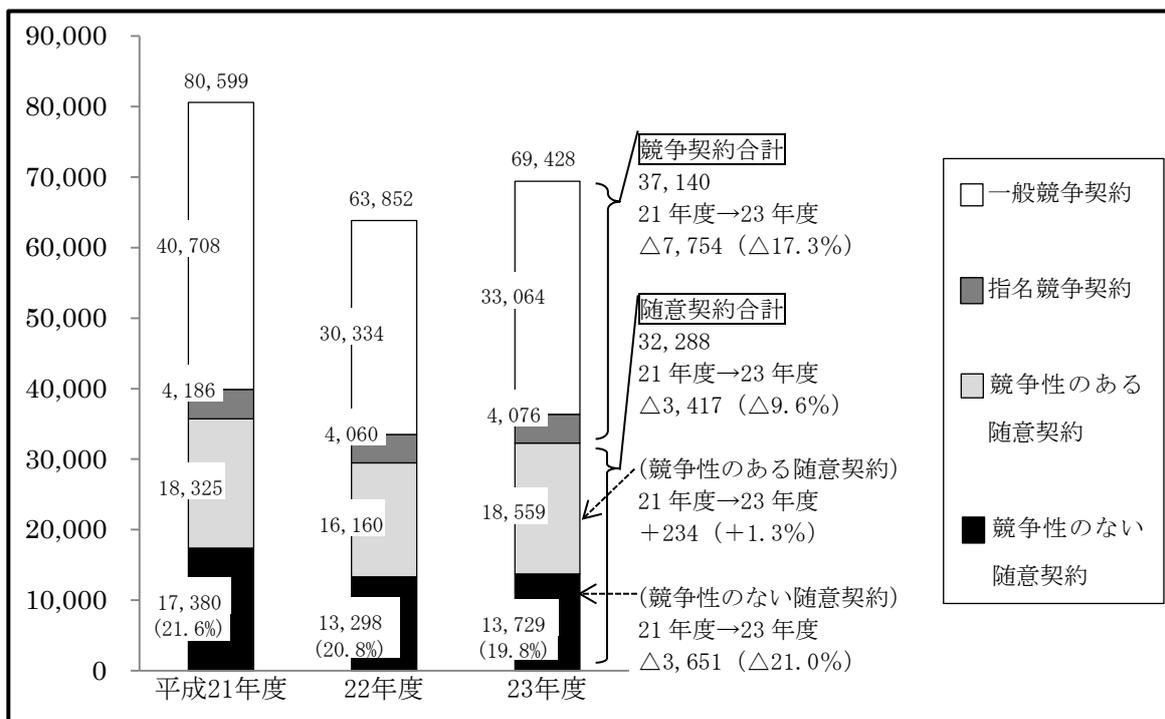
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ③ 契約方式別の契約件数及び金額の推移

(単位：件)



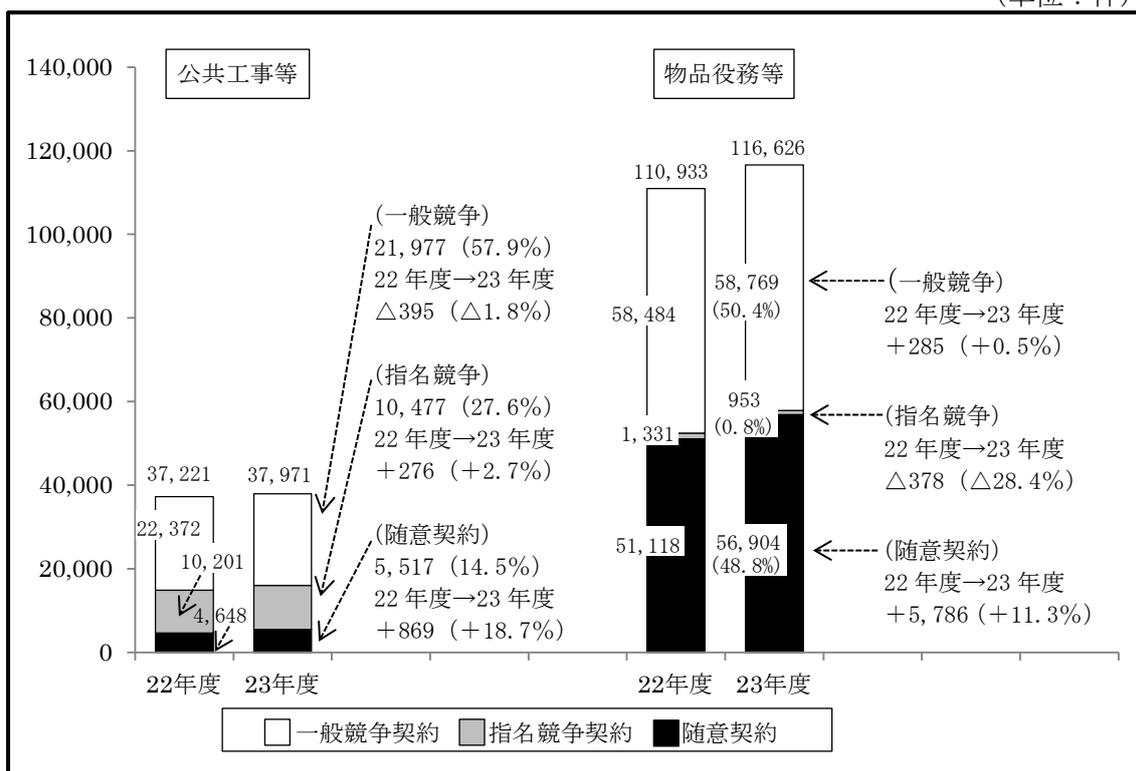
(単位：億円)



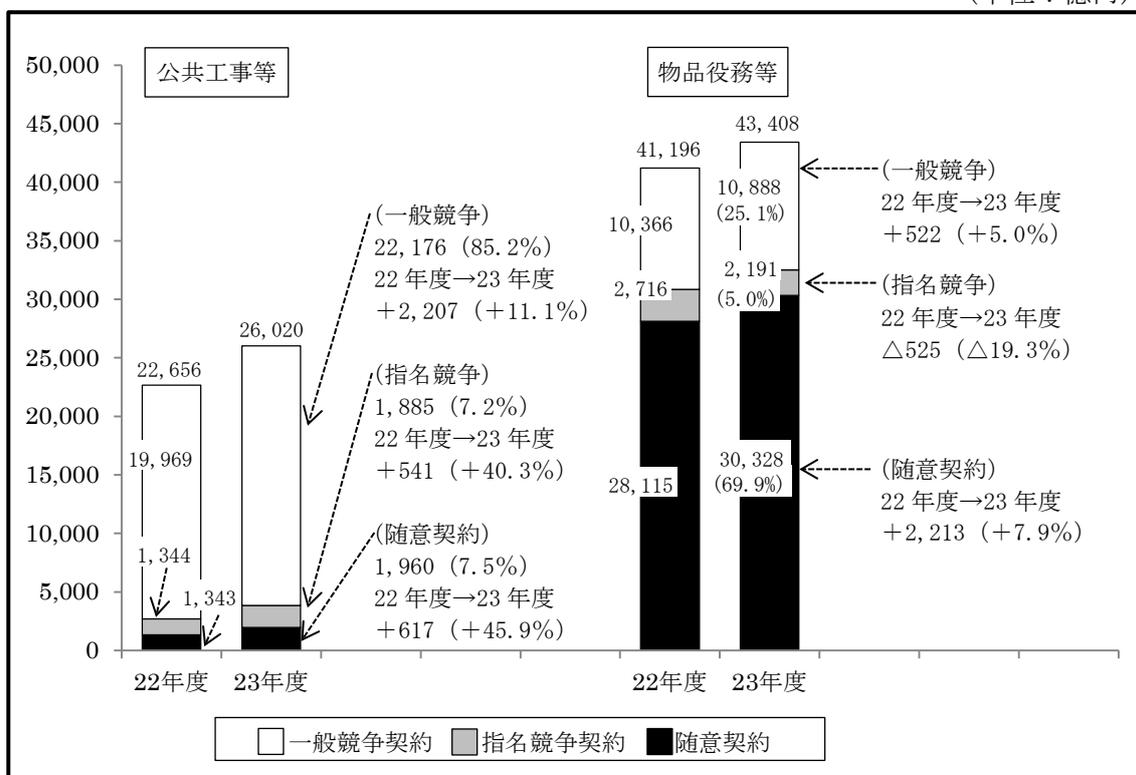
(注) 1 契約統計に基づき、当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ④ 契約種類別の契約件数及び金額の推移

(単位：件)



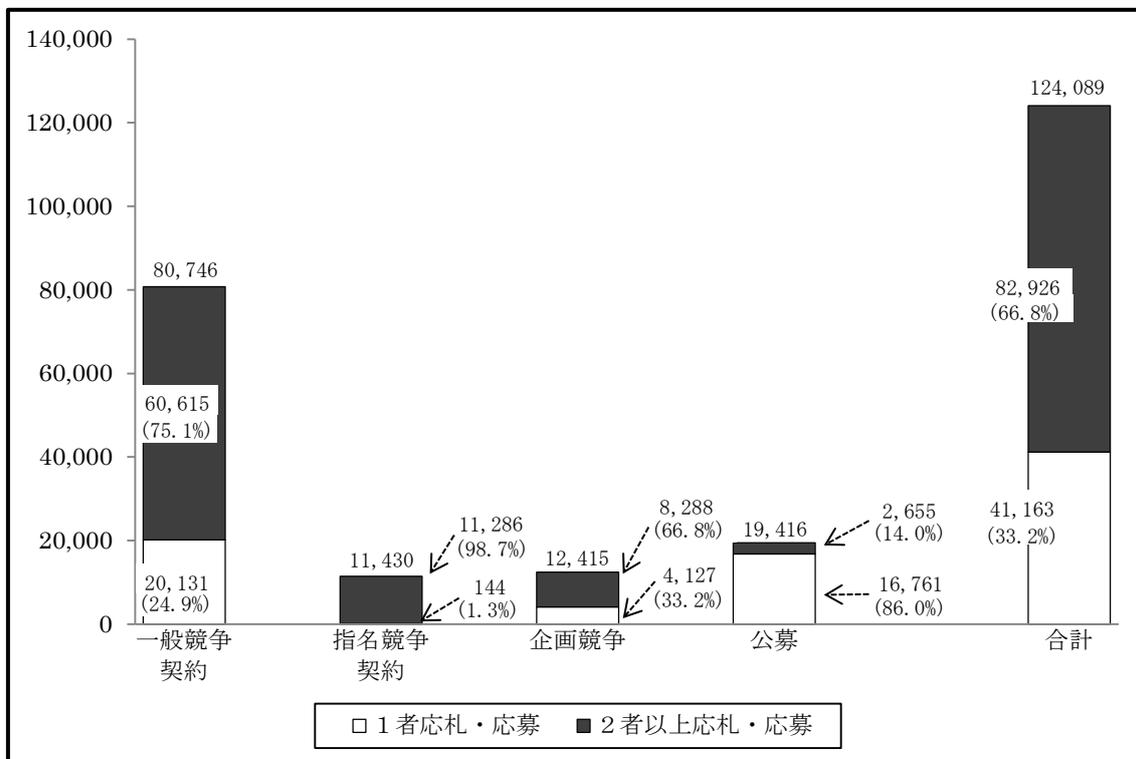
(単位：億円)



- (注) 1 契約統計に基づき、当省が作成した。
 2 「公共工事等」とは、契約統計における公共工事及び公共工事に係る設計業務等をいう。
 3 「物品役務等」とは、契約統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。
 4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表 1 - (2) - イ - ⑤ 平成 23 年度における応札者等数別の契約件数

(単位：件)



(注) 「平成 24 年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成 25 年 8 月 6 日行政改革推進会議)に基づき、当省が作成した。